

第13回在東莞日系企業と東莞市政府との定期連絡会

議事概要

1. 日時：2016年7月21日（木）9：30～12：00
2. 会場：東莞会展国際ホテル3階 如意庁
3. 主催：東莞市人民政府、在広州日本国総領事館、
日本貿易振興機構（JETRO）広州事務所
4. 協力：東莞市商務局、東莞市外事局、東莞日系企業連絡会、東莞東部日本人
会、東莞長安鎮日商企業連絡事務所、東莞石龍日本人会、広東真広企
業管理顧問有限公司（TJCC）
5. 次第：
09：30～09：35 東莞市政府 陳慶松 副秘書長より開会挨拶
09：35～09：40 在広州日本国総領事館 齋藤法雄 総領事より挨拶
09：40～11：50 質疑回答・意見交換
（司会：日本貿易振興機構 広州事務所 天野真也 所長）
11：50～11：55 在広州日本国総領事館 齋藤法雄 総領事より挨拶
11：55～12：00 東莞市政府 張科 常務副市長より閉会挨拶
6. 議事概要

～人力資源局～

【問1】60歳超過の就業証、労働ビザ取得

<課題>

60歳を過ぎた方の就業証、労働ビザが取得しにくい。

<背景>

現在弊社では、日本で商品開発をしていた定年退職者の、中国での再雇用を積極的に推進しようと考えている。定年退職をしたとはいえ、技術的には現地採用の中国人・日本人よりも数段上の技術レベルであり、中国市場に新規商品を投入する上で必要不可欠と考えている。また、現地中国人技術者の人

材育成にも協力してもらおうつもりである。

<要望事項>

特殊な能力を持った外国人には、就業証、労働ビザを発行して頂きたい。

【答1】

東莞市における外国籍従業員の就労ビザ申請には2つの状況が考えられる。

(一) 外国籍従業員の就業年齢は中国の現行の労働年齢である18歳～60歳とされるが、下記に該当する場合は年齢制限を緩和する。

1. 東莞市に進出した企業で、その企業経営に直接参画しながら管理職に就く外国籍投資者、または海外（台湾・香港含む）企業の常駐機構の首席代表者は年齢上限をなくす。

2. 東莞市ですでに就業しており、かつ、年齢が60歳を超えた外国籍従業員で、就業証の期限が切れていない者が、雇用企業から引き続き採用される場合、「外国人就業証」の延長申請を認める。但し、延長申請は通常65歳までとする。雇用企業が変更（転職）した場合も就業証の延長と同様に取扱うものとし、年齢は通常65歳までとする。

3. 他の省・都市においてすでに「外国人就業証」を取得している60歳を超える外国籍従業員で、就労証が有効期限内にある者が東莞市に来て就業する場合、延長申請として取扱い、年齢は65歳までとする。

4. 2016年8月1日から実施する「広東省の自由貿易区建設および創新駆動発展を支持するための出入国政策措置に関する公安部の回答」（粵府函〔2016〕226号）の第8条に従い、広東省の人材主管部門に認定された外国籍の高級人材、広東省の科学技術創新主管部門および広東省自由貿易区弁公室に認定された企業が雇用・保証する外国籍専門高級人材、および広東省における大学・研究所が招聘する外国籍高級人材は、60歳の年齢制限を受けず、有効期間5年以内の「人材」と明記する就業居留許可を発給でき、さらに3年間勤務した後、所属先の推薦で永住申請することができ、それに対する審査期間を短縮できる。

ただし、これに関する広東省の実施細則は現在未発表であり、発表した後に東莞市でもこの細則に基づいて取り扱う。

(二) 外国籍専門家が東莞市で就業する場合については、「外国籍専門家の工作許可取得および専門学校など教育機構の外国専門家採用資格認可に関する通知」（粵外專発〔2015〕10号）において、その就業許可の審査権限が2016年1月1日より広東省外国専門家局から各都市へと移管されたため、東莞市人力資源局の対外交渉科が取り扱う。

「広東省外国就労許可処理規定」（外專発〔2004〕139号）および「外国文科

教育専門家雇用契約管理規定」(外專発[2011]118号)に基づき、外国文科教育専門家は原則として、65歳を超えること、中国での連続勤務年数が5年間を超えることは不可である。他方、文科教育を除くその他の外国人専門家の就業許可申請については、65歳を超えてはならないという年齢制限は設けていない。

【問2】問題従業員の解雇

＜課題＞

問題社員を辞めさせることができない。解雇に関する労働契約法のハードルが高い。

＜背景＞

当社には法に基づき(民主的手続きを経て)制定した就業規則があり、既に従業員にも告知している。その後、ある従業員が同規則で定める「大過失」を起こし、また、総経理を大声で罵る、紙を投げる、机を叩くなどの行為をした(これらの事実は、事務室内で同席した従業員が証明できる他、部分的に証拠録画もある)。これらの行為、証拠に基づき同従業員を解雇したが、裁判所は「会社がこれを立証できず違法解雇である」と認定。

＜要望事項＞

労働争議時における会社の立証責任は苛酷。問題社員の解雇に関して、労働局等当局に支援してもらいたい。

【答2】

「中華人民共和国労働紛争協調仲裁法」第6条は、労働紛争が発生した場合は、その当事者は自身の主張に対する立証責任がある。労働紛争に関わる証拠を雇用側で管理している場合は、雇用側が立証しなければならず、立証できない場合は雇用単位がその関連責任を負わなければならないと定められている。

中国には労働紛争の立証責任に関して明確な法規定がある。労働紛争における不要な損失を避けるために、企業は日頃から管理制度を整備することに加え、証拠資料の管理、特に労働紛争に関わる重要な証拠を保管しておく必要がある。例えば企業が社内で重要な人事管理措置を新たに取り入れる場合には、その実施プロセスにおける法的不備の発生といったリスクを避けるために、事前に所在地の人力資源部門と話し合うことを勧める。

【問3】労務派遣問題

＜課題、背景＞

当社は派遣会社を通じて派遣社員や実習生を雇用している。他方、派遣会社によっては派遣社員の社会保険料等を納付していないケースも少なくない。

また、法的には実習生の雇用は認められるが、残業や夜勤をさせてはならないといった規制も多い。

<要望事項>

労務派遣会社に法律を守らすとともに、監視を強めてもらいたい。

【答3】

労働者派遣会社は他の企業と同様、労働関連法規を順守しなければならない。派遣会社は派遣社員のために、労働関連契約書類を作成し、社会保険料を納付、時間通りに給与を支給しなければならない。もし社会保険料などを支払わない場合には、社会保障局の労働監察部署に通報し、訴えることができる。

派遣会社による実習生の派遣について、実習生は企業に属する通常の労働者ではないため、特別保護を目的に「広東省高等学校の実習生と卒業生の研修条例」を設け、以下の通り規定している。

→実習生に残業を指示してはならない。労働時間は1日当たり8時間、1週間当たり40時間を超過してはならない。また、有毒、燃え易い、爆発しやすいなど危険性を持つ場所での労働、クラブ、カラオケ、マッサージなど特殊なサービス業には実習生を派遣してはならない。

東莞市は労働者派遣雇用行為の規範化、違法派遣行為の取締強化に向けて、努力していく方針。

【問4】奨励産休期間の賃金基準

<課題>

女子従業員の「30日奨励休暇」に関する賃金支払基準が不明確。

<背景>

「広東省従業員生育保険規定」第16条によると、「30日奨励休暇」は法規の定める産前産後休業として奨励追加されるものであり、雇用単位が規定に従い賃金を支給し、従業員は生育手当を受給しないと規定されている。同時に、「広東省人口および計画生育条例」第31条および「広東省賃金支払条例」第19条の規定によると、「30日奨励休暇」は「正常勤務時間の賃金基準」に基づき賃金を支給しなければならないとされている。他方、労働局ホットライン12333で問い合わせたところ、「30日奨励休暇」は統一して「産前産後休業前12ヵ月の月平均賃金基準」に基づき賃金を支給しなければならないと回答があった。

<要望事項>

女子従業員は「広東省人口および計画生育条例」第31条の規定により「30日奨励休暇」を取得するとあるが、どのように賃金を支給するべきか? 「正常

勤務時間の賃金基準」に基づき支給するのか？東莞市関連部門（例えば労働部門など）から明確な指導をいただきたい。

【答4】

2016年1月1日から広東省は一人子政策を調整し、二人目の出産が認められるようになった。これに伴い、従来あった「晩婚休暇」を取消し、代わりに「30日奨励休暇」が付与された。奨励休暇は計画生育部門の条例規定であり、この期間中に適用する待遇基準については、「広東省賃金支払条例」および「女性従業員労働特別保護規定」を訂正中。現行の法規定では奨励休暇の給与支給について確かに明確にされていない。

他方、「広東省における女性従業員労働特別保護規定実施弁法」の意見募集稿においては、産休期間の給与計算基準について、「女性従業員の産休期間の給与は、雇用企業が休暇前12カ月の平均給与額を毎月支給する。休暇前12カ月の平均給与とは、時間給、出来高給、賞与、手当、補助金なども含めた総収入を指す。直近12カ月の平均給与が所在地の最低賃金基準より低い場合には、最低賃金基準で支給する。女性従業員の勤続期間が12カ月未満の場合には、実際の勤続期間の平均給与で計算する」とされている。

この内容から見れば、奨励休暇の給与は休暇前12カ月の平均給与で支給すべきである。

【問5】労働契約終了のタイミング

<課題>

企業が撤退する際、労働契約終了のタイミングについて異なる見解がある。

<背景>

東莞市では、①商務局で撤退批准後に労働契約を終了できるという見解と、②工商局で営業許可証を取消後に労働契約を終了できるという見解がある。②の場合、以下の問題がある。

(1) 商務局で撤退批准後、従業員が同意しない場合、工商局の営業許可証取消まで約1年間給与を支払う必要がある。(2) 商務局撤退批准後は税関の取消手続きを行うため、輸出入もできなくなる。(3) 収入がない状態で、従業員が同意しないと約1年間給与を支払わなければならない、現実的ではない。(4) 日系企業に限らず、撤退・清算手続きをせず、夜逃げなどを助長する可能性が高くなる。

深セン市は、商務局で撤退批准後、労働契約を終了できる（＝上記①）と見解が統一されている（現実的で理にかなっている）。

<改善要望>

撤退時の労働契約の終了が、東莞市でも商務局で撤退批准後にできるよう、見解を統一してほしい。

【答5】

労働契約法第44条では「雇用企業が営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられた場合、または雇用企業が事前解散を決定した場合、労働契約が終了する」とされている。会社法第180条では「雇用企業が次の5つの原因に該当する場合に解散することができる」とされている。(1) 会社定款で定める営業期間が満了した場合、または会社定款で定めるその他の解散事由が生じた場合、(2) 株主会または株主総会で解散を決議した場合、(3) 会社の合併または分割の結果、解散する必要がある場合、(4) 法により営業許可証の取消、閉鎖命令を受けた場合、(5) 人民法院が本法第182条の定めにより解散させた場合。

企業が撤退する際に、①商務局で批准後、②工商局で営業許可証取消後、のどちらを労働契約の終了する時点とすべきかという質問については、労働契約が引き続き履行できない時点を基準とすべきである。つまり、もし商務局で取消を批准後、労働者との労働契約が実際に履行できない状態になる場合、この時点で労働契約の終了手続きに進むことができる(=①を採用)。

なお、企業側から労働契約を終了すると主張する場合、法律に従い労働関係の終止手続きを行い、給与を支給し、経済補償金が発生する場合にはそれを支給しなければならない。

【問6】病気または非業務傷病（非労災）期間の賃金

<課題>

病気または非業務傷病期間の賃金支払基準が不明確。

<背景>

2005年に施行された「広東省賃金支払条例」第24条は、労働者が病気により、または業務上の事由によらず負傷して医療期間内にある時、雇用単位が支払う傷病休暇賃金は当地の最低賃金基準の80%を下回ってはならないとの規定がある。しかし、労働局ホットライン12333で問い合わせたところ、傷病休暇賃金は1953年に公布された「労働保険条例実施細則修正草案」第16条に基づき執行する必要がある、つまり勤続年数に応じて異なる待遇を与えるとの回答があった。

<要望事項>

どのように賃金を支給すべきか？東莞市最低賃金基準の80%に従い支給するのか？明確な指導をいただきたい。

【答6】

病気または非業務傷病（非労災）期間の賃金支払基準については、「広東省給与支給条例」第24条において「労働者が病気あるいは仕事以外の原因で負傷し、仕事を休んで治療を受ける場合、国が規定する医療期間内において、雇用企業は労働契約、集団契約、国の関連規定に基づき、労働者に医療休暇期間の賃金を支給しなければならない。雇用企業が支給する医療休暇期間の賃金は、所在地の最低賃金の80%を下回ってはならない」と定めている。

雇用企業が医療休暇期間の賃金を支払う際、企業が別途労働者と協議し取り決めた場合を除き、所在地最低賃金の80%で支給することを法規定違反とはしていない。

従業員との労働契約を締結する際には、あらかじめ病気または非業務傷病（非労災）期間の賃金支払基準を明確に約定しておくことをお薦めする。

【問7】経済補償の基数

<課題>

2008年1月1日以前に入社した従業員に対する経済補償の支払基準が不明確。

<背景>

会社が経営困難等により繰上げ解散する場合、2008年1月1日以前に入社した従業員に対しては、労働契約法施行前の勤務年数も含めて経済保障を算出する必要があると認識。他方、具体的な算出方法については、同じ広東省内でも市によって見解が異なる。（例：広州市の判例では「1カ月の賃金に相当する金額」、東莞市の判例では「企業所在地の前年度職員社会平均賃金の70%で計算し、かつ、最低賃金基準を下回らない」とある）

<要望事項>

この問題に関して、統一の規定はないか。

【答7】

労働契約法の施工日（2008年1月1日）以前に入社した従業員に対する経済補償について、①2008年1月1日以降の部分については、「労働契約法」第46条および97条の「本法の施行日時時点で既に存在している労働契約を、本法の施行後に解除または終止した場合、経済補償の対象年数は本法の施行日から起算する」に従う。②2008年1月1日以前の部分については、当時の関連規定に従う。

経済補償の基数について、労働契約法の第47条において「経済補償金は労働者の雇用企業における勤続年数に基づき、1年あたり1カ月を基準に労働者に支給する。6カ月以上1年未満の勤続部分については、0.5カ月分の給与を支給す

る。労働者の給与が、雇用企業の所在地の（直轄市、区の市級人民政府が公布した当該地区の）前年度従業員平均給与の3倍を上回る場合、支給すべき経済補償金の基準は従業員の平均給与の3倍とし、支給年数は最高12カ月を超えないものとする」と定めている。また、労働契約法実施条例の第27条において、「労働契約法第47条で規定される経済補償の月給は、労働者が受け取るべき賃金に従って計算し、時間給、出来高給、賞与、手当、補助金などの現金収入が含まれる。労働者の労働契約解除または終了前の12カ月間の平均賃金が、現地の最低賃金基準を下回る場合、現地の最低賃金基準に準じて計算する。労働者の勤務期間が12カ月に満たない場合、実際の勤務月数に従って平均賃金を計算する」と定めている。

～社会保障局～

【問8】社会保険、積立金遡及納付への対応

<課題>

従業員が、社会保険や積立金を十数年分遡って納付するよう要求してきた。

<背景>

以前（来料加工工場時）まで、従業員は社会保険や積立金の納付を要求して来なかった。しかし、現在（独資転換後）従業員は養老保険待遇の享受や、子供が入学するなどの理由により、来料加工工場時まで遡って社会保険や積立金を納付するよう要求してきた。

<要望事項>

企業負担の増大が懸念される。政府の対応をお願いしたい。

【答8】

「社会保険法」の規定で、雇用企業と労働者には法律通りに社会保険に加入する義務があること、労働者は法律通りに社会保険待遇を享受し、雇用企業の社会保険加入状況を監督する権利があること、社会保険の個人負担分は雇用企業が源泉申告することが示されている。

雇用企業が法律通りに労働者を全額で社会保険に加入させるのは雇用企業が承諾すべき経営コストであるし、そうすることで、社会保険の追納リスクも避けられる。

「社会保険法」の第84条および第86条に従い、雇用企業が規定された期限・金額通りに社会保険料を納付しない場合、社会保険徴収機構は期限内の納付・追納を命じることができる。具体的な規定は「労使紛争の重要問題の解決に関する通知」（粵人社发〔2013〕189号文等）を参照の上、労働者の社会保険の追

納問題を解決する。

～公安局～

【問9】永久居留証の申請

<課題>

永久居留証の取得が難しい。また、申請場所や必要書類も明確でない。

(事例1)

中国在留が通算10年を超え、今後の駐在生活安定のためにも、外国人永久居留証を取得したい。前回のZビザ更新時(2014年5月)に所管の公安に具体的な方法・手続きについて問い合わせたが、回答が得られなかった。近年、上海・深セン市などでは、同居留証の制度、条件が改善され、取得が以前より容易になったと聞いている。(例:上海の条件は①上海市で4年以上勤務していて、各年6か月以上は中国にいて、②毎年の課税所得が60万元を超えていることが条件)

(事例2)

妻が中国人(湖南省出身、結婚後5年以上経過)で、私自身中国に連続5年以上滞在しているため、永久居住証の申請条件は満たしていると認識。しかし、2015年に必要書類を準備し申請を試みたが失敗した。

(経緯)勤務地の東莞で申請したところ、妻の戸籍地の湖南省で申請するよう指摘された。その後、湖南省で申請したところ、勤務地の東莞で申請するよう指摘された。再度、東莞に申請したところ、生活保障証明が無いなど様々な理由で拒否された。

<要望事項>

永久居留証を取得するに当たり、東莞市における申請窓口や取得基準、必要書類、生活保障証明、取得時間などを教えていただきたい。また、2015年の東莞市の外国籍永住権の申請件数と承認件数についてご教示をお願いしたい。

【答9】

永久居留証を取得するに当たり、東莞市における外国人の永久居留審査は「中華人民共和国輸出入国管理法」「中華人民共和国外国人入国出国管理条例」「外国人の中国永久居留審査管理弁法(以下「管理弁法」と表記)」に基づく。申請資料は「管理弁法」の要求に厳格に従い、公安部が統一で審査する。

現状、外国人の中国永久居留の申請条件は投資、職業従事、夫婦・親子同居、親族の世話、特殊人員等の6種類に分けられている。詳細な条件および必要書

類は東莞警察のウェブサイト内、入出国欄で検索が可能。

事例①については、本年2月の「公安部関係責任者の『外国人永久居留サービス管理強化に関する意見』に対する記者質問の回答」において、「現在、公安部は上海科創センターで実施されている12項目および、北京創新発展で実施されている20項目の入出国政策措置を支持し、試験的に関連政策を実施しており、基準を満たす外国人は、会社の推薦があれば中国で永久居留を申請できるものとする」と確かに言及されているが、東莞市ではそれを参照せず、従来の基準で執行する。

事例②については、「管理弁法」では条件を満たす夫婦が「夫婦同居」の種別で申請を提出する場合、中国配偶者の戸籍所在地で申請し、公的に認証された生活保障証明、家の賃貸あるいは不動産証明等の資料の提供が必要とされている。

現在東莞市では、外国人の中国永久居留申請に対しての受理窓口を東莞市公安局業務センター2階の外国人業務窓口としている。公安局は申請受理日から30日以内に初期審査を終わらせて省公安厅へ審査を送る。2015年以降、東莞市では外国人の中国永久居留申請を4件受理したが、そのうち3件が「夫婦同居」、1件が「職業従事」の種別のものだった。

～事務局～

【問10】増資要請の取止め

<課題>

経営期限の延長と無償提供設備の輸入申請に当たりいつも増資を要求される。

<要望事項>

このような要求の根拠または関連法規を説明していただきたい。

【答10】

「中華人民共和国外資企業法実施細則」第20条に基づき、外資企業の登録資本金は、その企業の経営規模と見合っている必要がある。生産企業では生産を長年行うことで、生産設備の原価償却、損耗、老化といった状況が発生するため、企業が経営期限延長を申請する際には設備の更新を行うことが考えられ、商務部門では登録資本金および投資総額を増加させるよう提案している。

企業が現有の設備で経営期限延長後の生産を満たせる場合、所在鎮の商務部門による増資不要との書面意見があれば増資は不要となる。非生産企業の経営期限延長に対してはこのような要求はしていない。

【問 11】 管理費や協力費の取消

<課題>

根拠法が不明確な費用の徴収がある。

<背景>

来料加工工場から独資企業となった今でも、村の対外経済発展局などへ毎月「協力費」「管理費」「サービス費」など色々な名目で費用を払っている。

<要望事項>

このよう費用の徴収を停止するよう徹底指示して頂きたい。市政府の規定を守らない村に対して何か処罰できないか。

【答 11】

2013年以前とそれ以降の二段階に分けて説明する。

2013年以前は、東莞市の市、鎮、村および各村民グループが自ら企業を誘致することができたため、低価格で土地や工場建物を転売・リースしながら、協議形式で来料加工管理費、総合サービス費、土地管理費等を取り決めて徴収し、外資企業受入れの基盤整備、社会管理面などへ投入していた。そのためこの徴収は実質的には費用徴収ではなく、協力に対する収益であった。これは法律に従って実施していたものである。しかし東莞市では統一された規範・基準がなく、鎮村ごとに費用名称、基準が統一されていなかった。2013年初に東莞市政府は「東莞市人民政府の企業負担をより減少させビジネス環境を向上する実施意見」（東府[2013]1号、以下「市府1号文」と表記）を公布し、鎮村の費用徴収について明確化。費用徴収名は来料加工管理費、協力サービス費、土地使用補償金で統一された。国、省が定める徴収費用、およびこれら3種類の協議徴収費用以外、各鎮村は企業から費用を徴収してはならないとされた。

なお、2013年1月1日以降に新規設立された企業に対しては、原則として上記3種類の協議費用は徴収してはならないことになっている。さらに、企業負担を減らすため、一部の鎮では実状にあわせて、以前の徴収標準から引下げや減免を行っている。また、一部の鎮では費用徴収をすでに廃止しているか、順次廃止していく計画である。

市事務局としては商工会を十分に活用し、各鎮とのコミュニケーションを強めることを勧める。相互の利益を原則として、友好的に相談を行い、互いに関連の問題点を解決していくよう提案する。

～環境保護局～

【問 12】 会社移転補償

<課題>

政府が居民の生活環境を確保する等の目的により、企業の拡大を制限する、あるいは環境面において許可しないなどの事例が発生。これにより、企業は移転や閉鎖を検討せざるを得ないといった問題に直面するようになった。

<要望事項>

政策により企業が移転や閉鎖せざるを得なくなった場合、政府から企業に対して何らかの補償やその他便宜供与はないか。

【答 12】

外資企業は東莞市の経済、社会発展に重大な貢献をしており、政府としても外資企業の継続的な発展と拡大をサポートしている。

近年、珠江デルタ地域および東莞市の環境は容量不足状態になっているため、産業構造調整・転換、都市計画調整等を行う中で、一部の産業政策、環境政策に対して調整が行なわれた。そのため一部の業界においては、新規、拡大プロジェクトに関わる環境保護書類の環境保護部門における審査許可が得られにくくなっている。

もし、企業の新規あるいは拡大プロジェクトの審査手続きにおいて問題が発生した場合、市環境保護部門としては積極的に指導・提案を行い、①適切な工業園または地域への移転、建設、日常的な生産活動への指導を行うほか、②産業政策に基づき円滑に環境保護審査を通過できるよう、企業を指導しながら生産設備および生産プロセスに対して改善を指導する方針。

なお、供給側構造改革である「供給過剰の抑制」をできる限り早期に完遂できるよう、東莞市では積極的に一部の「高消耗、高汚染、低産出」の産業や企業に対して産業構造の転換を指導し、これらプロジェクトの移転、閉鎖等に対する奨励政策を実施している。例えば、2015年には水郷地区の「高消耗、高汚染、低産出」企業の移転を実施した。

【問 13】環境応急体制の査定費用

<課題>

環境事故が万が一発生した場合の応急措置・体制について。環境保護局に登録する必要があると規定されている。他方、企業が作成した応急措置では認められず、資格を有する査定機構が作成する必要がある。

<要望事項>

中国政府は「供給側改革」を推進しており、企業コスト減を図るため、広東省でもガイドラインを打ち出している。行政審査の仲介サービスを整理・規範化させる（第三条・四款・1項）との内容もある。

こうした状況の中、企業自身が作成した内容でも承認されるよう指導していただきたい。もしくは査定機構費用の合理化を図っていただきたい。

【答 13】

環境保護部が公布した「企業事業単位突発環境事件緊急対策案登録管理弁法（試行）」（環発[2015] 4号）において、環境緊急対策案の登録作業に関して詳しく規定されている。この弁法では、対策案の編成主体は企業であり、企業が自ら編成しても、第三者の技術機構に依頼してもよいことが示されている。対策案に対する評価審査も、企業が自分で専門家を構成して評価審査しても、第三者の技術機構に依頼して評価審査しても良いとされている。

この弁法が施行されて以来、東莞市では企業の緊急対策案の登録作業を推進してきた。そのなかで、一部企業は実状に合わせて自ら対策案を編成し、専門家を集めて評価審査を行っている。また、一部企業では東莞市環境科学学会に仲介費用を支払い、専門家を組織して評価審査を行っている。企業が規定要求通りに、環境保護部門に緊急対策案の資料を提出していれば、環境保護部門では規定された期限内に無料で登録を行う。

【問 14】 危険物の処理

<課題>

危険廃棄物が正常に回収されない状況が数年間続いている。業者と契約しても、環境保護局からの枠がないと言われ、たまっている状況。工場内でも置き場所がなく大量に残っており、危険源になっている。また、業者との契約手続きにおいても（売り手市場であり）処理費用、支払条件など交渉する余地がない。

<要望事項>

この状況を早く改善して頂きたい。改善へ向けた取組みの状況と、改善時期の見通しを教えてください。

【答 14】

危険廃棄物は危険性を有するため、「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止・処理法」に基づき、危険廃棄物がもたらす環境汚染に対して特別管理が実行されている。危険廃棄物の発生が伴う企業は、国の関連規定に基づいて危険廃棄物を処理しなければならない。東莞市では市内の処理能力不足のため、現在は大部分の危険廃棄物処理を市外へ移して処理している。近年、東莞市では常に危険廃棄物処理の難しい局面の改善に取り込んでいる。

1. オープンで公平・公正な危険廃棄物経営市場形成へ

国または省環境保護庁から危険廃棄物経営許可証を取得している企業であれば、東莞市で法の下に経営活動を展開することができる。東莞市環境保護局ではすでに東莞市で経営許可を持つ全ての企業の情報をウェブサイト上で公示するとともに、東莞市以外（広東省内）で経営許可を有する企業のリンク先も公表している。そこでは危険廃棄物を処理したい企業が自ら処理企業を検索し、法に則って関連移転手続きを行うことができる。

2. 周辺都市との連携

東莞市環境保護局は積極的に深セン市、惠州市の環境保護部門と連携し、東莞市の危険廃棄物を受け入れてもらうよう努力してきた。また、2015年以降、広東省において多くの危険廃棄物処理を行う企業が、新たに改築・増築を行うことで処理能力を高めている。

2016年の市をまたいだ危険廃棄物転移に関する審査状況から見ると、東莞市の廃棄物処理における矛盾は大きく緩和されてきている。2016年6月に行ったアンケート調査によると、現状では市内には50社の300トン廃棄物しか残っていない。

3. 危険廃棄物処理施設の建設を推進

この課題の根本的な原因は、①東莞市の危険廃棄物に対する処理能力不足、②回収企業が提示する処理価格が高い、という二点である。

これに対する根本的な解決方法は処理施設の建設により処理能力を高めることである。現在進めている重点建設プロジェクトとしては、①莞恒建環保科技有限公司の増築プロジェクト、②東莞市豊業固定廃物処理有限公司の廃棄物総合処理・処置プロジェクト、③東莞市循環経済産業園プロジェクトが挙げられる。

また、2015年から企業自身が自社の危険廃棄物を処理する施設を建設することも認めるようになった。

企業が危険廃棄物の処理過程において問題に直面した際には、直接、東莞市環保局へ問題を上げてほしい。個別案件として、積極的に危険廃棄物の処理問題解決へ協力する。

～食品薬品监督管理局～

【問15】医療機器登録手続きの簡略化

<課題>

中国で医療機器の販売拡大を狙っているが、FDAの審査期間が長く、商品登録に時間が掛かる。

<要望事項>

対応をお願いしたい。特に、医療機器第Ⅰ類、Ⅱ類程度の物は登録手続きをもっと簡略化（登録期間短縮など）出来ないか検討をお願いしたい。

【答 15】

「医療器械登録管理弁法」（国家食品薬品監督管理総局令第4号）および「体外診断試薬登録管理弁法」（国家食品薬品監督管理総局令第5号）において、第一類医療器械（体外診断試薬を含む）の輸入を登録する場合は、登録者が国家食品薬品監督管理総局に登録資料を提出する、第二、三類医療器械（体外診断試薬含む）の輸入を登録する場合は、国家食品薬品監督管理総局による審査許可後に医療器械登録証書を配布すると定められている。

香港、マカオ、台湾の医療器械の登録も、上記の医療器械（体外診断試薬含む）の輸入プロセスが適用される。現在、東莞市食品薬品监督管理局では医療器械輸入関連の審査権限を有していないが、現状の職能範囲内で出来る限り東莞の日系企業向けの各種支援策を積極的に公布・実施するとともに、国の関連政策、許認可条件およびプロセスを積極的に解説することで、申請登録プロセスを早く理解してもらい、余計な障害を回避できるように努めたい。

～水務局、電力局～

【問 16】 予告なしの停電、断水減少

<課題>

予告なしの突然の停電、断水が発生する。

<背景>

道路工事中の断線、メンテナンス時の事故等の原因により、予告なしの突然の停電が年に数回発生。また、断水も同様に発生する。これにより、工場の生産活動に大きな影響が生じる。電気は自家発電機を稼働させれば何とかしのげるが、断水となると、貯水タンクの設置まで検討しなければならない。

<要望事項>

予告なしの突然の停電、断水はできる限り減らしてほしい。インフラの安定化へもっと注力頂きたい。

【答 16】

<水務局による回答>

1. 東莞市における給水の状況

都市給水は都市発展に重要な役割を果たしている。東莞市水務局では給水管理を強化し、水質およびサービスの向上に向けて、安全で安定した給水に全力

で取り組んでおり、これまで東莞市においては広範囲の大規模の断水は起きていない。しかし、東莞市は給水対象が広く分布しており、対象地域内に企業が多いといった特徴があるため、緊急修理などによる小規模の断水がよく起きているのも現状。統計では、2015年の道路工事による直径DN400以上の給水管の修理断水は48件、平均修理時間は8時間となっている。

2. 安定した給水に向けた取組みの状況

(1) 日常の管理メンテナンス面

- ①断水の審査プロセスの整備が挙げられる。関連法規定では、「給水企業は無断で給水を止めてはならない。工事や設備メンテナンス等により給水の停止が必要な場合、事前に所在地の給水管理部門へ申請する。給水管理部門の許可を得ずに断水させてはならず、断水する場合は24時間前までに影響が及ぶ企業・個人へ通知し、事前に貯水措置を講じるよう通知しなければならない。加えて、断水による影響を最低限に抑えなければならない」と定めている。
- ②給水企業には管轄区域の給水管を適切に配置すること、環状の給水システムを構築すること、国の検査に合格しているパイプや設備を利用することを指導している。同時に、給水管の運用状況を随時観測しながら、給水管運用の安定性を引き上げられるよう、条件を満たす給水企業に対してオンライン観測システムを構築することを奨励している。
- ③鎮レベルの突発的な給水事故に対する対応力を向上させ、飲料水の安全性を確保するため、各鎮の給水企業には、周辺の鎮・村の給水企業との基幹給水管を通すよう指導している。
- ④道路工事の情報共有・協調体制の完備の取り組みとして、建設業者には道路工事の実施前に、事前に給水企業の地下給水管分布状況を調査するよう要求している。工事が周辺の給水施設に影響する場合、建設業者は給水企業に保護措置を相談する。給水企業は建設業者の工事プロセスを監督できるものとし、都市建設過程における給水管破損事故を減少させるようにしている。
- ⑤給水企業には管轄区域の給水管に対し、日常的な検査業務を徹底するよう要求している。給水管の破裂、漏れが発生する可能性を抑えるため、定期的に給水管の水漏れを検査し、問題を発見した場合は即時に処理するよう要求している。

(2) 応急措置面

- ①市水務局の先導の下で作成した「東莞市都市給水突発事故応急対応案」

を既に人民政府へ報告・申請し、公布している。突発的な給水事故に対する応急措置プロセスおよび応急指導チームメンバーの職責をより明確にし、各鎮・町（園区）の給水企業が応急措置を展開する際の実務ガイドを提供することで東莞市の給水応急措置レベルを全面的に高めている。

②給水企業には「東莞市給水施設運用メンテナンス管理規範」の要求に基づいて行動を取るよう監督を行っている。給水管が破裂して断水が起きた場合、修理担当者は必ず30分以内に現場に到着し、4時間以内に水を止めて応急措置を行う。小型管の破裂であれば12時間以内に修理を終え、中型管の破裂であれば24時間以内に修理を終えて正常使用できるようにする。重大な給水管破裂事故においても48時間以内に修理を終えて正常使用できるようにする。修理が複雑で、断水期間が長く、影響も大きい場合には、東莞市水務局から給水企業に対して応急的な給水保障措置を出すよう要求する。例えば、給水調整、低圧給水、給水車の手配等の措置を取り、影響が及ぶ地域で生活する住民への生活用水を優先的に確保し、住民の日常生活への影響を避けている。

市水務局は主管部門として市内の給水企業の管理、給水サービスを監督・指導し、安全で上質な給水を確保し、経済社会の建設と都市発展の保障を行っている。もし市民や関連部署が断水を発見し、給水に対する疑問が出た場合は、現地の給水企業および給水管理部門へ状況確認を行ってほしい。関連する給水部門では適時に措置を取り、迅速に正常な給水を提供する。

<電力局による回答>

停電の発生原因は計画停電、臨時停電、故障停電など様々ある。企業への給電の安定性を保証するため、市供電局では電線の定期的な検査作業を実施している。例えば、電線検査のための計画停電をする場合、7日前に関連企業へ停電の旨を通知している。電線の臨時検査で停電させる場合、24時間前に停電の旨を通知している。設備故障による停電において、故障設備が市供電局の資産であれば、市供電局が応急修理を行っている。また、停電の原因、予定復旧時間をメール等で関連企業に通知している。もし故障設備が企業資産だった場合、企業が応急措置を行う。市供電局の協力が必要な場合は95598まで連絡をほしい。企業が電力を安全に使用できるよう全力で協力を行う。

電力の安定的な供給に向け、企業の設備に対して定期的な検査、故障検査テストを実施し、適時に設備故障問題の撲滅に取り組んでいる。

～現場での追加質問および回答（Q&A）～

【問】晩婚休暇取消の法律根拠

晩婚休暇の取消について法律根拠はあるか。

【答】(人力資源局回答)

2016年1月1日から実施された「広東省人口および計画生育管理条例」が該当。中央政府の2人目出産に関わる政策に基づき、晩婚休暇に関する規定を廃止し、その代わりに「奨励産休」を追加した。

【問】個人情報保護について

銀行などで電話番号、Eメールアドレスを登録した後、広告電話、メールが頻繁に届き困っている。個人情報保護への管理強化をお願いしたい。

【答】(電信部門が後日回答)

「中華人民共和国憲法」「中華人民共和国電信条例」の規定によると、通信部門が市民の通信内容を対外提供できるのは「国家安全」と「刑事犯罪捜査」に関わるものに限られており、その場合は法定手順に基づき特定部門のみに提供しなければならない。

個人情報保護に向け、関連法規や業界規則を順守し、設備管理手段、内部統制、従業員意識教育などを強化していく方針。

【問】60歳を過ぎた方の就業証取得について

昨年度の意見交換会でもこの課題について議論されたが、実際に大嶺山鎮の人力資源局に申請した際、鎮レベルでは市の理解とずれがあり苦労した。市人力資源局より下部門への指導をお願いしたい。

【答】(人力資源局)

個別案件として、下部門と意思疎通をした上で解決していきたい。

【問】水源制限区の企画について

都市改造に伴い弊社は嶺南工業園区へ移転する計画がある。しかし、移転候補地は水源地である松山湖に近く、二級水源制限区に当たる。同水源区の運営規画は今後、市レベルの会議にて決定されるとのことで、それが下りるまで移転可否が分からない状況。早く結論が下りるようお願いしたい。

【答】(環境保護局)

水源制限区では工場などを建設してはならないとされている。水源制限区の設置は法定プロセスに従い、市レベルでの企画を終わってから、省人民政府に提出して審査批准を受けなければならない。重要プロジェクトで且つ急いで解決を求める場合、個別案件として市政府にて検討することが可能。

2016年8月22日
ジェトロ広州

以上

本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

※禁無断転載